おわりに　～地域から展望を切り開く節目に～

来年は戦後70年となる。戦災の復興に続く高度成長により、国民生活は大きく向上した。その道のりを地方は、国と一体となり歩んできた。しかしながら、これまでの国づくり、地域づくりは規模の拡大に傾いてきたことは否めない。終戦直後の約7,200万人から1967年に１億人を超えた総人口についても、増加を当然のこととみてきたところがある。

長引く経済の低迷や少子高齢化、さらには人口減少時代を迎えて、これまでの「右肩上がり」を前提とした国と地域の仕組みでは対応が困難な状況になっている。そのことを直視して、今後の国づくり、地域づくりはいたずらに規模拡大を求めるのではなく、日本列島に散在する多様な資源を地域の創意で生かし、持続的な住民生活の安心・安全と地域の活性化につなげていくことが期待される。

地域では今、これまで条件が不利とされてきた離島や中山間地を含めて、地域ぐるみの発意と活動による取組が広がっている。外部の人材や知恵も柔軟に取り入れながら、超高齢化や人口減少にひるむことなく続けられているこうした地域の活動を、しっかり支えていかなければならない。国の地方創生策の役割はここにある。

地域からこの国のあらたな展望を切り開く。来年が節目の一歩となることを期待してやまない。

[1] 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年８月22日法律第68号）附則第18条第３項及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年８月22日法律第69号）附則第19条第３項において、（消費税率及び地方消費税率の）「引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前２項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」と規定されている。

[2] 地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等は「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」（平成26年６月24日地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授））に記載されている。

[3] 平成27年度予算の編成等に関する建議（平成26年12月25日財政制度等審議会。以下「財政制度等審議会報告書」という。）34ページ

[4] 財政制度等審議会報告書38ページ。同報告書では、都道府県職員の級別職員構成が国家公務員より上位であり、地方の給与関係経費について、国家公務員と同じ級別構成による職員配置を前提に積算する方式に改める必要があるとの指摘がある。国の級別職員構成は、府省毎に大きな違いがある。府省毎に異なる級別職員構成の合成値である国の級別職員構成を、地方の級別職員構成に機械的に当てはめて比較することは不適当である。なお、地方公務員法改正（平成26年４月）により、地方自治体は、等級別・職名別職員数を公表する義務が課される。

[5] 財政制度等審議会報告書37ページ

[6] 財政制度等審議会報告書35ページ

[7] 財政制度等審議会報告書39、40ページ

[8] 財政制度等審議会報告書35ページ

[9] 従来の国税５税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）に加え、平成26年度に創設された地方法人税が交付税原資となったが、地方法人税は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

[10] 地域経済イノベーションサイクルとして、中小企業庁等と連携し、津々浦々を牽引する地域密着型企業の１万事業程度の立ち上げを目指す取組。

[11] 地域の関連企業と連携した地方自治体のプロジェクトを推進し、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムを構築することにより、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込む取組。

[12] 圏域の中心都市と近隣の市町村が、地方自治法に基づく連携協約を結ぶことにより「地方が踏みとどまるための拠点」を形成するもの。なお、現在地方中枢拠点都市圏については、高次地方都市連合（例えば、人口10万人以上の都市からなる複数の都市圏が、高速交通ネットワーク等により相互に１時間圏内となることで一体となって形成される概ね人口30万人以上の都市圏）、都市雇用圏（地域経済の将来像について、客観的かつ横断的に分析するため、学者の考えた分析手法を紹介したもの）と統一する方向で調整中。

[13] 中心市と近隣市町村が生活実態や将来像を勘案し、協定を結ぶことにより形成される圏域。

[14] 平成24年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づき、市町村が、地域の幼児教育・保育の需要を調査の上、子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度。

[15] 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等のため、都道府県に平成26年度に設置された基金。

[16] できる限り住み慣れた地域で住宅を基本とした生活の継続を目指すための、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援。

[17] 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援するもの。

[18] 75歳以上の医療給付費は、公費、75歳以上高齢者の保険料及び現役世代の保険料による支援金（後期高齢者支援金）で支えられており、後期高齢者支援金の被用者保険による負担分については、原則、各保険者の加入者数で按分しているが、被用者保険者の財政力にばらつきがあることから、加入者数に応じた負担では、財政力の弱い保険者の負担が相対的に重くなる。そのため、財政力の弱い協会けんぽの財政支援を行うとともに、負担能力に応じた費用負担とする観点から、被用者保険者間の按分について、３分の１を総報酬割、３分の２を加入者割とする負担方法を導入している。これを全面総報酬割とすると、協会けんぽへの財政支援（国庫負担）は不要となる。

[19] 平成26年４月30日、今後の新地方公会計の推進に関する研究会（座長：鈴木豊青山学院大学名誉教授）が報告書をとりまとめ、財務書類等の統一的な基準が示された。

[20] 平成26年４月22日、総務大臣は、地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請した。同時に、総務省は、地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の記載事項・留意事項をまとめた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を通知した。平成26年10月１日現在、指定都市４団体、市区町村１団体が策定済み。また、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.0％の団体において、平成28年度までに、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

[21] 公営競技を行う地方自治体のうち一定の黒字団体が、地方債の利子の軽減に資するための資金として、収益の中から、売上金に対し一定の率で地方公共団体金融機構に納付する制度。

[22] 「経営戦略」の策定とそれに基づく経営基盤強化の取組に係る手順、留意点等については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年８月29日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）に記載されている。

[23] 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律。効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的としたもの。

[24] 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するため、地域ごとに策定される将来の医療提供体制に関する構想。

[25] 第三セクター等の抜本的改革の進捗状況（平成20年度と25年度の比較）は、以下のとおり。

・地方公共団体の損失補償、債務保証額　△45.5％
・第三セクター等の借入額　△35.3％
・地方公共団体からの補助金交付額　△38.6％
・債務超過法人数　△31.1％

[26] 第三セクター等の効率化・経営健全化と地域活性化への適切な活用とを両立させる手法、留意点等については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年８月５日付総務大臣通知）等に記載されている。